

平成29年度個別排水処理施設 (合併処理浄化槽)の設置募集について

郡上市では、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水事業（集合処理）実施区域以外の地区（個別処理区）においては、市が浄化槽を設置しています。

□**浄化槽設置には、下記のとおり建設分担金をいただき設置します。**

区分（対象処理人員）	分担金の額
一般世帯（10人槽まで）	32万円
事業所等一般世帯以外	1人～10人
	11人～30人
	31人～50人

※処理対象人員は、日本工業規格「建築物の用途別による、し尿浄化槽の処理対象人員算定基準」（JISA3302）の算定になります。

□**設置後は、使用料をいただきます。（2カ月当たり）**

基本料金	15m ³ まで	2,400円
従量料金 (一般家庭及び事業所等)	16m ³ ～60m ³	170円（1m ³ につき）
	61m ³ ～100m ³	180円（1m ³ につき）
	101m ³ ～	190円（1m ³ につき）

□**対象は、一般家庭のほか事業所、公民館等の公共施設も含みます。**

ただし50人槽までとします。なお、別荘・保養所等については、定住者以外は対象となりません。

□**設置希望月の3カ月前までに申請してください。**

既設浄化槽を譲渡できます

- ▶個別処理区（合併処理浄化槽対象地区）のご家庭で、すでに設置されている合併処理浄化槽は、市へ無償譲渡していただくことができます（適正に使用、維持管理されているもの）。ただし、一旦譲渡されると個人へ戻すことはできません。
- ▶浄化槽設置場所（土地）については、市への無償貸借となります。
- ▶市へ譲渡されると、使用料をいただき、今後の維持管理については市が行います。
- ▶プロワの電源は従来通りご家庭のコンセントをお借りして、電気料金を市が負担します。
- ▶譲渡時期については、現在の維持管理契約が満了した翌月からとなります。浄化槽設置整備事業によって整備された浄化槽については、設置後7年を経過しているものが対象となります。
- ▶民間契約が満了となる2カ月前までに市へ申請してください。また、民間契約は満了月の1カ月前までに解約手続きを行ってください。

新規、譲渡とも申請書を記入いただき提出してください

問い合わせ先…環境水道部水道工務課 下水道係（☎67-1129）

※申請用紙は環境水道部水道工務課または各振興事務所振興課にあります。